

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月26日
【会社名】	株式会社三井ハイテック
【英訳名】	Mitsui High-tec, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三井 康誠
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号
【電話番号】	(093) 614-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 白川 裕之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目13番16号
【電話番号】	(03) 5484-8700
【事務連絡者氏名】	管理本部 東京支社長 長原 真二
【縦覧に供する場所】	株式会社三井ハイテック東京支社 (東京都港区三田三丁目13番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

平成24年4月24日開催の当社第78期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年4月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

① 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する事項

・減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 17,366,163,348円のうち、3,000,000,000円

利益準備金 692,000,000円のうち、692,000,000円

・増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,000,000,000円

繰越利益剰余金 692,000,000円

・準備金の額の減少が効力を生じる日

平成24年5月29日

② 剰余金の処分にに関する事項

・減少する剰余金の項目及びその額

その他の資本剰余金 113,811,207円

退職積立金 260,000,000円

別途積立金 10,273,000,000円

・増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,646,811,207円

第2号議案 定款一部変更の件

定款第22条に定める取締役の員数を10名以内から15名以内に変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、三井 康誠、丸岡 好雄、辻本 圭一、小林 勝一郎、栗山 正則、石松 憲治、白川 裕之、坂上 隆紀、鈴木 豊の9名を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、實藤 建作を選任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	288,887	976	0	96.49%	可決
第2号議案	264,058	25,805	0	88.19%	可決
第3号議案					
三井 康誠	244,893	44,970	0	81.79%	可決
丸岡 好雄	274,600	15,263	0	91.72%	可決
辻本 圭一	274,752	15,111	0	91.77%	可決
小林 勝一郎	282,375	7,488	0	94.31%	可決
栗山 正則	282,383	7,480	0	94.32%	可決
石松 憲治	282,352	7,511	0	94.31%	可決
白川 裕之	282,392	7,471	0	94.32%	可決
坂上 隆紀	273,177	16,686	0	91.24%	可決
鈴木 豊	268,714	21,149	0	89.75%	可決
第4号議案					
實藤 建作	287,068	2,795	0	95.88%	可決
第5号議案	238,303	51,560	0	79.59%	可決

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 当該株主総会において議決権を行使できる総議決権数は、423,450個であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までに行使された議決権及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を集計することにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上